

# ローンカード規定

## 第1条 カードの発行

山梨県民しんくみローンカード（以下「カード」といいます。）は山梨県民しんくみカードローン契約（以下「ローン契約」といいます。）にもとづいて当組合が発行するものとします。

## 第2条 カードの利用

カードはカードローン口座について、貸越を受ける場合・貸越を返済する場合・貸越による振込をする場合などの取引が可能な機器（以下「自動機」といいます。）を使用して、次の場合に利用することができます。

1. 当組合および当組合が現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の自動機を使用してカードローンの貸越を受ける場合（以下、貸越を受けることを単に「借入」といいます。）
2. 当組合および当組合が現金入金業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の自動機を使用して貸越金の臨時返済をする場合（以下、貸越の返済を単に「返済」といいます。）
3. 当組合および当組合が振込業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の自動機を使用して振込資金をカードローン口座からの振替により借入し、振込の依頼をする場合。
4. その他当組合所定の取引をする場合。

## 第3条 自動機による借入

1. 自動機を使用してカードローンの借入をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
2. 自動機によるカードローンの借入は自動機の機種により当組合または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの借入は、当組合または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの借入は当組合所定の金額の範囲内（但し、1日あたりの借入について当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内。）とします。
3. 自動機を使用してカードローンの借入をする場合に、借入金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が借入することのできる金額を超えるときは、借入することはできません。

## 第4条 自動機による返済

1. 自動機を使用して貸越金の返済をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入してください。
2. 自動機による貸越金の返済は、自動機の機種により当組合または提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの返済は、当組合または提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

## 第5条 自動機による振込

1. 自動機を使用して振込資金をカードローン口座からの振替により借入し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における借入については、払戻請求書の提出は必要ありません。
2. 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内とします。

## 第6条 自動機利用手数料等

1. 自動機を使用してカードローンの借入または貸越金の返済をする場合には、当組合および提携先所定の自動機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
2. 自動機利用手数料は、カードローンの借入または貸越金の返済の時に、払戻請求書なしで、その借

入または返済をしたカードローン口座から自動的に貸越を行い、その貸越金をもって、提携先に支払います。

3. 振込手数料は、振込資金のカードローン口座からの借入時に、払戻請求書なしで、その借入をしたカードローン口座から自動的に貸越を行い、その貸越金をもって、提携先に支払います。

## 第7条 自動機故障時等の取扱い

1. 停電・故障等による自動機によるカードローンに借入の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードによりカードローンの借入をすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
2. 停電・故障等により自動機による貸越金の返済の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより貸越金の返済をすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
3. 本条第1項による借入をする場合には、当組合所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証番号を記入のうえ、カードとともに提出してください。
4. 停電・故障等により自動機によるカードローンの借入による振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、本条第1項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

## 第8条 カード・暗証番号の管理等

カード暗証番号の管理等については、キャッシュカード規定（個人）第9条により取扱います。その際、同規定の「預金の払戻し」とあるものは「借入」と読み替えるものとします。

## 第9条 偽造カード等による借入等

偽造カード等による借入等については、キャッシュカード規定（個人）第10条により取扱います。その際、同規定の「払戻し」とあるものは「借入」と読み替えるものとします。

## 第10条 盗難カードによる借入等

盗難カードによる借入等については、キャッシュカード規定（個人）第11条により取扱います。その際、同規定の「払戻し」とあるものは「借入」と、「預金払戻し」とあるものは「借入」と読み替えるものとします。

## 第11条 カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。

## 第12条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

## 第13条 カードの再発行等

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この

場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

2. カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

#### 第14条 自動機への誤入力等

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。  
なお、提携先の自動機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

#### 第15条 解約、カードの利用停止等

1. カードローン契約を解約する場合には、そのカードを当店に返却してください。
2. カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求があり次第ただちにカードを当店に返却してください。
3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - (1) 第16条に定める規定に違反した場合
  - (2) カードローン口座に関し、最終の借入または返済から当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合
  - (3) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

#### 第16条 譲渡、質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 第17条 規定の適用

この規定に定めのない事項については、カードローン契約書（当座貸越契約書）の各条項、当組合普通預金規定、総合口座取引規定および振込規定により取扱います。

#### 第18条 規定の変更

1. 本規定の各条項は、預金者の一般の利益に適合するときまたは変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合には、変更することができるものとします。
2. 前項により本規定の条項を変更する場合は、本規定の条項を変更すること、その内容および変更の効力発生時期を当組合のホームページに掲載します。
3. 前項に定める変更の効力発生時期は、当組合のホームページの掲載により預金者が変更を周知するのに必要な期間を経過した後の時期を定めるものとします。

以上

令和2年4月1日 現在